

(記号番号)

令和 年 月 日

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名) 殿

国税庁長官

国税局長（沖縄国税事務所長）

食品表示法第6条第3項に基づく指示

貴社（あなた）は、貴社（あなた）を表示責任者とする「銘柄_____¹」と称する加工食品（以下「本件商品」という。）について、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項に規定する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に違反する表示を行っていたので、同法第6条第3項の規定に基づき、別添のとおり指示します。

この文書による行政指導の責任者は、_____²です。

（記載要領）

- 1 指導対象となった対象酒類や違反項目が複数ある場合には、適宜、別紙に取りまとめることとして差し支えない。
- 2 文書の発信者名に合わせて記載する。

1 指示の内容

- (1) 貴社（あなた）が製造・販売している酒類について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、食品表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 貴社（あなた）が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴社（あなた）において、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、貴社（あなた）における食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、貴社（あなた）が販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 貴社（あなた）の全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇国税局長（国税庁長官）宛提出すること。

2 事実関係

令和〇〇年〇〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日までの間、本件商品の品目が〇〇であるのに、品目として〇〇を表示せず、少なくとも〇〇ミリリットル〇〇本を一般消費者向けに販売していました。

3 法令の適用

前記事実によれば、〇〇〇〇（食品関連事業者名）が行った行為は、法第4条第1項の規定により定められた基準第〇条第〇項第〇号の規定に違反するものです。